

○江田島市子ども・子育て会議規則

平成25年6月18日  
規則第19号

(趣旨)

第1条 江田島市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の所掌事務、組織及び委員その他の構成員並びにその運営に関しては、市長の附属機関の設置に関する条例(平成16年江田島市条例第22号)第3条の規定に基づき、この規則に定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 江田島市子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設に関する事項
- (4) 特定地域型保育事業に関する事項
- (5) 児童館の運営等に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年1月31日規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月31日規則第9号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。